

平成21年7月2日

各市町等教育委員会事務局
危機管理担当課長 様
指導事務主管課長 様
学校保健主管課長 様

三重県教育委員会事務局
情報・危機管理特命監

新型インフルエンザに関する対応について（第8報）

厚生労働大臣が定める「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定については、平成21年6月19日付け文部科学省事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第7報）」でお知らせしたところです。

この度、当該運用指針の「3. サーベイランスの着実な実施」に関して、「学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ」が厚生労働省から示されたことについて、文部科学省から平成21年6月26日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第8報）」で周知の依頼がありました。

なお、「学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ」に基づく対応の開始時期及び運用については、保健所を所管する県健康福祉部と調整の上、後日、県教育委員会事務局から連絡する予定ですので、その際には、適切に対応願います。

（文部科学省の第8報では、「保健所から学校の設置者及び校長に連絡があること」とされていますが、県教育委員会事務局から各市町等教育委員会へ連絡する方向で調整済です。）

【事務担当】

三重県教育委員会事務局
教育総務室 情報・危機管理グループ
担当 川本 孝司
電話 059-224-3301
FAX 059-224-2319